

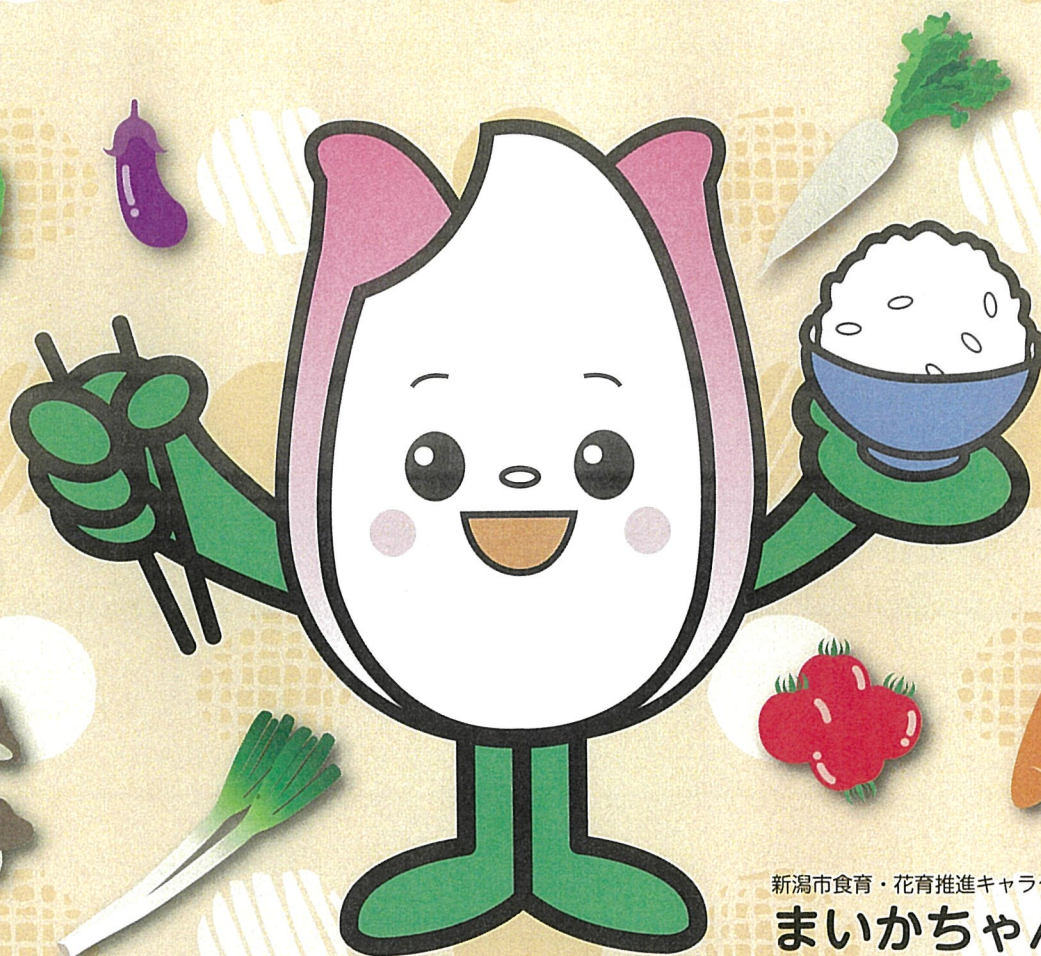
第3次

概要版

新潟市食育推進計画

計画期間 平成29年度～平成33年度

「にいがた流 食生活」の実践



新潟市食育・花育推進キャラクター
まいかちゃん

○「食育」とは（新潟市食育推進条例第2条）

食育とは「様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」をいいます。

平成29年4月
新潟市

▲ 計画策定の経緯





- ・「食」に関する課題解決のため、関係機関と一体となって、「食育」を市民運動として推進するため、平成19年に「新潟市食育推進条例」を制定しました。
- ・条例に基づき、平成19年に第1次計画、平成24年に第2次計画を策定し、“にいがた流 食生活の実践”を合い言葉に、食育を推進してきました。
- ・「第3次新潟市食育推進計画」では、これまでの取り組みを総括し、食育推進の方向性を定め、食育が市民に理解され、より一層関心が高まり、実践へと結びつくことを目指しています。

▲ 計画の位置付け

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置付けられるもので、市として、今後の食育推進の方向性等を定め、国、県と協力しながら、関係施策を総合的、計画的に推進するための計画とします。

▲ 目標とテーマの設定

市民が望ましい食生活を実践していくために必要な取り組みを明確にするため、4つのテーマを示し、それぞれに目標を掲げます。

| テーマ | 4つのテーマが示す目標 |
|--|---|
| 1 えらぶ  | 健康や環境に配慮しながら、自らの食を「えらぶ」ことができる 食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけ、栄養バランスに配慮した食事等の望ましい食習慣を自ら実践できることを目指します。 |
| 2 つくる  | 食文化を受け継ぎながら、自ら「つくる」ことができる 栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践と、郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化の継承を目指します。 |
| 3 たべる  | 生涯にわたって健康で楽しく「たべる」ことができる 健全な食生活により生活習慣病予防等の健康寿命の延伸を図り、また家族や友人と一緒に食卓を囲んで食の大切さや楽しさを実感できることを目指します。 |
| 4 育てる  | にいがたの誇る豊かな食と農の体験を通じて生きる力を「育てる」 食は農家などの生産者や身近な食材を調理する人などを始めとして多くの人々によって支えられていることに感謝し、食べ物や環境を大切に思う気持ちを育むことを目指します。 |

▲ 施策展開の視点

第2次計画での食育推進の取り組み状況や成果などから、以下の3項目を第3次計画の施策展開の視点として食育推進に取り組みます。

1. 「関心から実践へ」体験機会のさらなる充実
2. 体験機会の対象やテーマの明確化
3. 人材の育成・確保

▲ 施策の柱となる考え方

本市の食生活は、特色ある基盤に支えられています。食育を総合的に推進していくにあたり、その特色ある基盤を生かした「にいがた流 食生活」の実践を推進します。

「にいがた流 食生活」とは市民一人ひとりが次のことを実践する健全な食生活をいいます。

① 「日本型食生活」の実践

主食のごはん(米)に、地域でとれた新鮮で多様な食材(野菜、果実、魚など)を副食に組み合わせて、美味しく栄養バランスの良い食事をしよう。

② 健康で楽しい食事

朝ごはんを食べる、家族そろって食卓を囲むなど健康的で楽しい食事をしよう。

③ 伝統的な食文化の継承

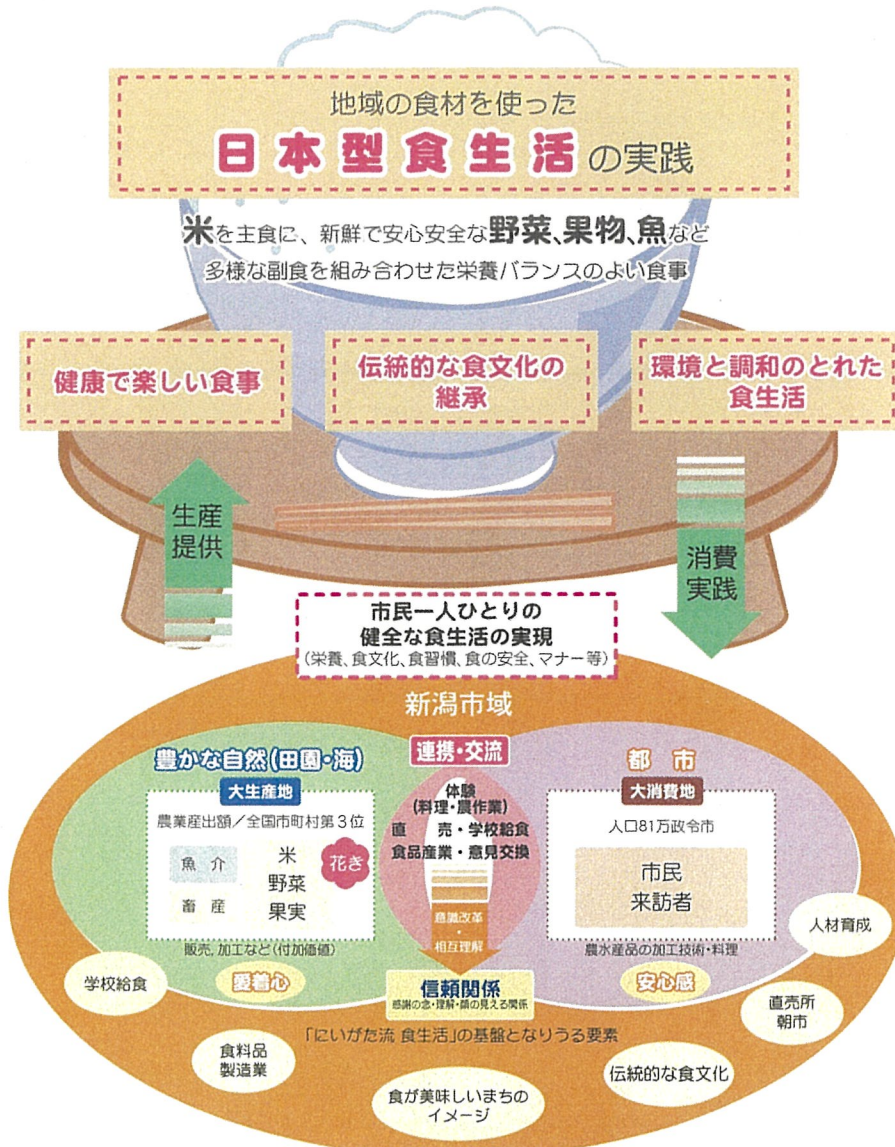
郷土料理や家庭料理など地域や家庭で受け継がれてきた食文化を継承しよう。

④ 環境と調和のとれた食生活

食べ残し、無駄な廃棄をしないなど環境と調和のとれた食生活をしよう。



「にいがた流 食生活」イメージ



▲ 目標値の設定

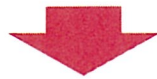
施策の成果や達成度を評価するため、数値目標を設定します。

| No. | 指標 | 対象 | 集計方法等 | 策定時 | | 目標値 | 所管課 |
|--------------|--|--|--|------------------------|---------|---------|--|
| | | | | 平成28年度 | 平成33年度 | | |
| 1 えらぶ | | | | | | | |
| 1 | 「食（食事や食習慣）」に関心を持っている市民の割合 | 20歳以上 | 「関心がある」 「どちらかと言えば関心がある」 | 83.8% | 90.0% | 90.0% | 食育・花育センター |
| 2 | 生活習慣病の予防や改善のために、普段から適正体重の維持や、減塩、野菜の摂取などに気をつけた食生活を実践している市民の割合 | 20歳以上 | 「いつも気をつけて実践している」 「気をつけて実践している」 | 62.4% | 75.0% | 75.0% | 食育・花育センター 健康増進課 |
| 3 | 身近な場所でもれた食材を選ぶ市民の割合 | 20歳以上 | 「いつも選ぶようにしている」 「なるべく選ぶようにしている」 | 74.8% | 80.0% | 80.0% | 食育・花育センター 食と花の推進課 |
| 4 | 食べ物を無駄にしないように行動している市民の割合 | 20歳以上 | 何らかの行動をしている | 84.8% | 90.0% | 90.0% | 食育・花育センター |
| 5 | 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断することができる市民の割合 | 20歳以上 | 「いつも判断している」 「判断している」 | 63.3% | 80.0% | 80.0% | 食の安全推進課 |
| | | 20歳代・30歳代 | | 53.4% | 65.0% | | |
| 2 つくる | | | | | | | |
| 6 | 学校給食における地場産物を使用する割合（食材数ベース） | 市内産 <参考>県内産 | — | 16.6% 31.3% | 16.0% | — | 保健給食課 |
| 7 | 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法が大切だと思う市民の割合 | 20歳以上 | 「大切だと思う」 | 82.0% | 85.0% | 85.0% | 食育・花育センター 食と花の推進課 健康増進課 保健給食課 |
| 8 | 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを受け継いでいる市民の割合 | 20歳以上 | 「受け継いでいる」 | 54.7% | 70.0% | 70.0% | |
| | | <参考>受け継ぎ、伝えている | 「受け継いでいる」かつ 「伝えている」 | 37.5% | — | — | |
| 9 | 新潟市食育マスター派遣事業の実施回数 | 実施回数 | — | 200回 | 200回 | 200回 | 食育・花育センター |
| 10 | 拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数実施回数（主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等） | 実施回数 | — | 173回 | 200回 | 200回 | 食育・花育センター |
| 3 たべる | | | | | | | |
| 11 | 主食・主菜・副菜のそろった食事をしている市民の割合 | 20歳以上 | 1日2回以上 | 67.1% | 80.0% | 80.0% | 食育・花育センター 健康増進課 |
| | | 20歳代・30歳代 | | 49.5% | 70.0% | | |
| 12 | ゆっくりよく噛んで味わって食べる市民の割合 | 20歳以上 | 「ゆっくりよく噛んで食べている」 「どちらかといえばゆっくりよく噛んで食べている」 | 51.6% | 55.0% | 55.0% | 食育・花育センター 健康増進課 |
| 13 | 朝食を欠食する市民の割合 | 20歳代・30歳代 | 「ほとんど食べない」 「週に1～2回食べる」 | 19.5% | 15.0%以下 | 15.0%以下 | 食育・花育センター |
| | | 小・中学生 | 学校へ行く前に朝食をとるか | 1.5% | 0.0% | 0.0% | 保健給食課 |
| | | | | <参考>小学生 「とらないことが多い」 | 1.1% | — | |
| | | <参考>中学生 「全く、ほとんどとらない」 | 1.9% | — | — | — | |
| 14 | 「共食」が大切だと思う市民の割合 | 20歳以上 | 「大切だと思う」 | 85.6% | 90.0% | 90.0% | 食育・花育センター |
| 15 | 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加 | 20歳以上 | 1週間の間に朝食または夕食を家族と一緒に食べた回数 | 9.9回 | 11回 | 11回 | 食育・花育センター |
| 4 育てる | | | | | | | |
| 16 | 農林漁業体験を経験した市民（世帯）の割合の増加 | — | 自身や家族の中に農林漁業体験に参加したことのある人が「いる」 | 27.2% | 40.0% | 40.0% | 食育・花育センター |
| 17 | 農業体験学習を実施している小学校の割合 | 市立小学校 | — | 100% | 100% | 100% | 食育・花育センター 学校支援課 |
| 18 | 食育の推進に関わるボランティアの数（新潟市食育マスター） | 食育マスター登録数 | — | 101人・団体 | 100人・団体 | 100人・団体 | 食育・花育センター |
| | | <参考>食生活改善推進委員 | — | 456人 | — | — | 健康増進課 |
| 再 | 19 | 新潟市食育マスター派遣事業の実施回数 | 実施回数 | — | 200回 | 200回 | 食育・花育センター |
| 再 | 20 | 拠点施設等における食育の実践を促す事業の実施回数（主催料理教室・団体体験プログラム・味覚体験等） | 実施回数 | — | 173回 | 200回 | 食育・花育センター |

▲ 計画の推進体系

新潟市食育推進条例に明記してある目的

- ①市民一人ひとりが生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む
- ②いきいき暮らせる活力ある住みよいまち“新潟”の実現



施策の柱

「にいがた流 食生活」の推進

目標

健康や環境に配慮しながら、自らの食を「えらぶ」ことができる

食文化を受け継ぎながら、自ら「つくる」ことができる

生涯にわたって健康で楽しく「たべる」ことができる

にいがたの誇る豊かな食と農の体験を通じて生きる力を「育てる」

施策展開の視点

「関心から実践へ」体験機会のさらなる充実

体験機会の対象やテーマの明確化

人材の育成・確保

6つの基本的施策と主な取り組み

1 市民運動としての食育の推進

- (1) 継続的な食育推進運動
- (2) 各種団体等との連携・協働体制の確立
- (3) 地域の力を生かした食育の推進
- (4) 拠点施設における食育推進
- (5) あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信

2 家庭における食育の推進

- (1) 男女共同参画を踏まえた食育推進
- (2) 望ましい食習慣や知識の習得
- (3) 妊産婦や乳幼児等に関する栄養指導

3 学校、保育所等における食育の推進

- (1) 保育所、幼稚園における食育推進
- (2) 小・中学校における指導体制の充実
- (3) 小・中学校における子どもへの指導内容の充実
- (4) 学校給食の充実
- (5) 高校、大学等における食育推進

4 地域及び職場における食生活改善のための取り組みの推進

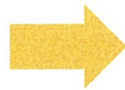
- (1) 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進
- (2) 専門的知識を有する人材の養成・活用の推進
- (3) 市民の健康づくりのための食育推進
- (4) 食品関連事業者等による食育推進
- (5) 職場における食育推進

5 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進

- (1) 田園と都市の交流促進(農林漁業者による食育推進)
- (2) 地産地消の促進
- (3) 食文化の継承のための支援
- (4) バイオマス利用と食品リサイクルの推進
- (5) 食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取組

6 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等

- (1) 食品の安全性に関する知識と理解の増進
- (2) 栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究



▲ 基本的施策と主な取り組み

「にいがた流 食生活」を推進するため、6つの基本的施策のもとに具体的な取り組みを展開していきます。

| 基本的施策と内容 | | |
|-------------------------------|-------------------------------|---|
| 1. 市民運動としての食育の推進 | (1)継続的な食育推進運動 | 「食育の日（毎月19日）」の普及、「にいがた流 食生活」の普及 |
| | (2)各種団体等との連携・協働体制の確立 | 食育推進会議を中核とした各種団体等との連携 |
| | (3)地域の力を生かした食育の推進 | 地域コミュニティ協議会による取り組み |
| | (4)拠点施設における食育推進 | 「にいがた流 食生活」推進のための料理教室 |
| | (5)あらゆる広報媒体を活用した食育の普及啓発、情報の発信 | 市報にいがた、ホームページ等あらゆる媒体 |
| 2. 家庭における食育の推進 | (1)男女共同参画を踏まえた食育推進 | 男の料理教室など男性を対象としたイベント |
| | (2)望ましい食習慣や知識の習得 | 子どもの料理体験など、楽しみながら食育推進 など |
| | (3)妊産婦や乳幼児等に関する栄養指導 | 妊産婦や乳幼児の家庭における栄養管理普及 など |
| 3. 学校、保育所等における食育の推進 | (1)保育所、幼稚園における食育推進 | 研修会の開催など、食育に対する職員の研修 |
| | (2)小・中学校における指導体制の充実 | 栄養教諭等を中心とした指導体制の充実、 |
| | (3)小・中学校における子どもへの指導内容の充実 | 食育推進を通じた子どもの学力、体力向上 |
| | (4)学校給食の充実 | 学校給食における地産地消の推進、子どもへの食育 |
| | (5)高校、大学等における食育推進 | 中学校卒業後の子どもたちに対する食育 |
| 4. 地域及び職場における食生活改善のための取り組みの推進 | (1)「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進 | 地域保健福祉センター、スーパーマーケット、 |
| | (2)専門的知識を有する人材の養成・活用の推進 | ボランティア養成等を行う団体等との連携、校・市民団体等への派遣による地域の食育 |
| | (3)市民の健康づくりのための食育推進 | 医療機関の健康診断時における健康状態を通じた食育の推進 など |
| | (4)食品関連事業者等による食育推進 | 飲食店、スーパーマーケット等における食育 |
| | (5)職場における食育推進 | 職員食堂における食育メニューの提供など |
| 5. 豊かな食環境と食文化を生かし受け継ぐ食育の推進 | (1)田園と都市の交流促進（農林漁業者等による食育推進） | 農林漁業者による体験活動機会の提供等 |
| | (2)地産地消の促進 | 家庭、学校、飲食店等における地域食材発などの取り組みの推進 など |
| | (3)食文化の継承のための支援 | 地域のイベントや学校給食における伝統食 |
| | (4)バイオマス利用と食品リサイクルの推進 | 「新潟菜の花プラン」「給食残渣の堆肥化」に対する食品リサイクルの必要性に関する取り組み |
| | (5)食育活動を通じた食べ物を無駄にしない取り組み | リーフレットの設置やホームページなど |
| 6. 食品の安全性その他食の選択に資する情報提供等 | (1)食品の安全性に関する知識と理解の増進 | 消費者と食品等事業者のリスクコミュニケーション |
| | (2)栄養、食習慣等食育推進のための情報収集、調査研究 | 食育推進の基礎となる実態把握のための調査研究 |

主な取り組み

「がた流 食生活」の普及、相談窓口やホームページにおける「にいがた流 食生活」実践に役立つ情報発信 など

のネットワークの構築、庁内連絡会議の設置、ボランティア活動の活性化と環境の整備 など

の推進、食生活改善推進委員等との連携、協働による取り組みの推進

教室の開催、企画講座や各種体験プログラムの実施

情報媒体の有効活用、食育推進の成果を挙げている地域の事例や手法の収集や情報提供 など

ント等の実施、夫婦、家族参加型イベントの促進

に関する知識や技術を習得する機会の提供、早寝早起き朝ごはん運動の促進、家族が食卓を囲んでコミュニケーションを図る共食の促

等に関する知識を習得する機会の提供、過度の痩身傾向が心身と母子の健康に及ぼす影響を踏まえた適切な栄養管理に関する知識等の

意識啓発、クッキング保育や野菜の栽培など、食に関する体験活動機会の提供、組織的・発展的な「食育の計画」の策定の推進

研修会の開催など、食育に対する教職員の意識啓発、学校教育全体を通じた食に関する指導計画作成の促進 など

上を目指した取り組みの推進、地域の生産者等との連携による、食や農に関わる様々な体験活動の推進 など

も、保護者、生産者や調理員等給食に関わる人とのコミュニケーション機会の充実、完全米飯給食に向けた取り組み など

を推進するための体制づくりの検討、大学の学生食堂等における食育メニューの提供などの自発的な取り組みの促進

飲食店、職場の食堂等における普及啓発 など

栄養士等を養成する学校等に対する情報提供など、専門家の様々な活動を促進するための支援、食育マスターの登録促進及び学

育活動の推進 など

に応じた栄養、運動の指導の充実、噛むことの大切さの理解と実践のための取り組みの促進、生涯を通じて歯と口の健康づくり

食の選択に資する情報提供、飲食店等による「食育の日」における食育メニューや減塩メニューの提供 など

ど、事業者による食育の普及啓発、職場の健康診断時における健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実

市民の受入体制整備の促進、都市型グリーン・ツーリズムの推進、新潟発わくわく教育ファームの推進 など

の消費の促進、消費者と生産者の交流機会の促進、食品関連事業者による消費者と生産者の交流促進、地場産物の宣伝、開

的なメニューの提供や世代間交流の推進、食生活改善推進委員等が行う料理教室等において郷土料理や伝統料理を取り入れる など

など、食べ物や地域の限られた資源の大切さに関する市民の理解を深めるための取り組みの推進、食品関連事業者及び消費者に

普及啓発 など

による食べ物を無駄なく消費するための情報発信、「もったいない」精神による食べ残しをしない食生活の推進

ケーションの推進、「食の安全基本方針」の普及と取り組みの推進、販売店等の監視や表示講習会を開催し食品表示の適正化を図る

各種情報の収集及び研究、市民健康・栄養調査の実施など、市民の食生活と健康についての実態を把握するための取り組み など

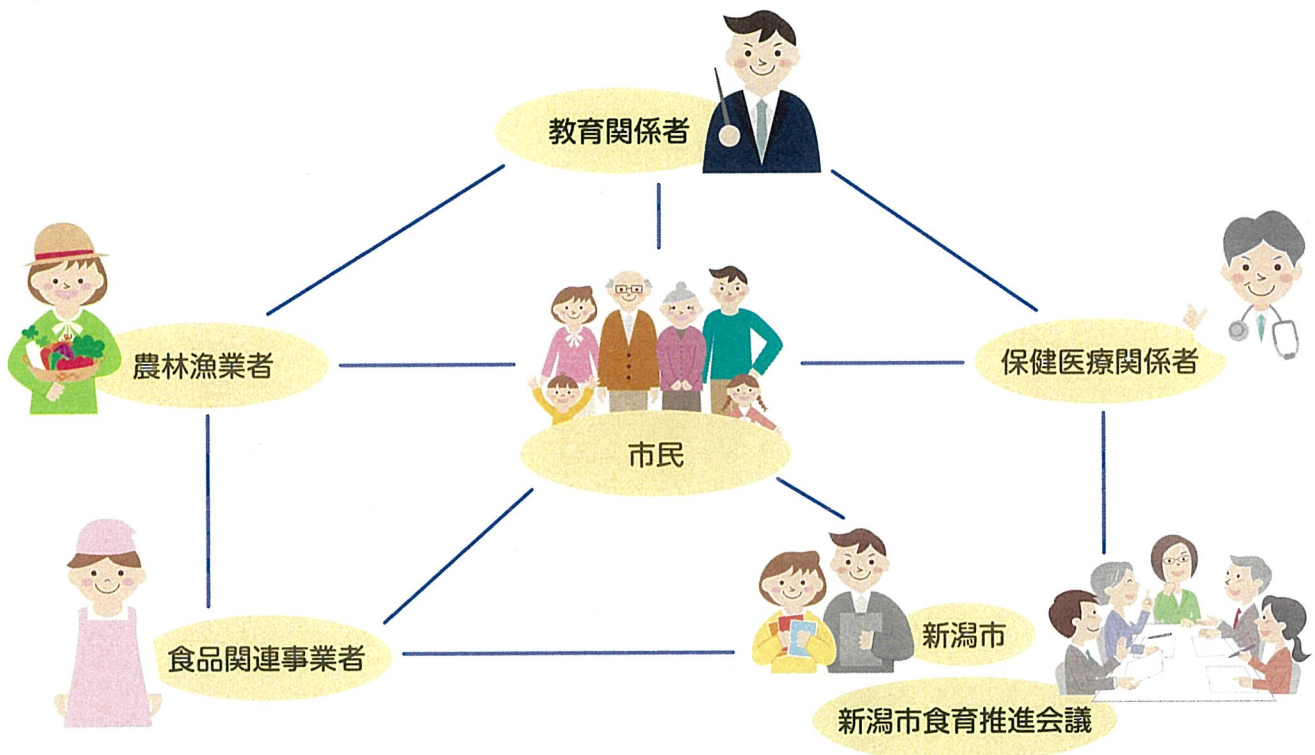
▲ 計画の推進体制

○新潟市食育推進会議を核とした推進体制

食育は幅広い分野に関わることから、多様な関係者、関係団体が連携し、一体的に計画に取り組むことが必要となります。このため、有識者等で構成する新潟市食育推進会議を核としてネットワークを拡大し、情報の整理、共有化を図ります。

また、本市の関係部局のほか、多様な関係者、関係団体が、食育に関する情報・意見交換を行うとともに、それぞれの関係者等の役割に応じた取り組みやそれぞれの関係者等が連携・協働した取り組みを促進します。

○食育推進の連携イメージ



▲ 計画の進行管理・公表

本計画の進行にあたっては、施策を効果的・効率的に推進し事業等の達成状況を客観的に把握・評価するため、新潟市食育推進会議が中心となって、進捗状況の評価を行います。また、本計画の進捗状況や施策の実施状況については、報告書を作成し、毎年度公表します。

第3次新潟市食育推進計画【概要版】

編集・発行

新潟市農林水産部 食育・花育センター

〒950-0933 新潟市中央区清五郎401番地

TEL : 025-282-4181 FAX : 025-282-4987

URL : http://www.city.niigata.lg.jp/business/shoku_hana/ffcenter/